

7 資産種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税の課税対象となる償却資産の例示	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	舗装路面、外構工事、水槽、緑化施設、庭園、門、フェンス、塀、看板、煙突、外灯、広告塔等
		建物附属設備 ※詳しくは下記「8」	受変電設備、自家発電設備、工場用動力配線、中央監視制御装置、LAN設備、ネオンサイン等
		建物の所有者と異なるもの (テナント) が設置した設備	テナントが取り付けした内装、内部造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	ブルドーザ、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車 (分類番号「0」「00～09」「000～099」のもの) 等
		工作機械	旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、帯鋸、糸鋸、丸鋸機、カンナ機等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、洗車業用設備、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備等
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト、構内運搬車等の建設機械以外の大型特殊自動車 (分類番号「9」「90～99」「900～999」のもの。) 等 ※自動車税・軽自動車税の対象を除く。詳しくは P.9 参照	
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、パソコン、ファクシミリ、コピー機、陳列ケース、ルームエアコン、自動販売機、放送設備、レジスタ、衝立、テレビ、測定工具、検査工具、医療器具、理容・美容器具、ネオン看板、金型等	

※耐用年数(抜粋)については、P.24をご参照ください。

8 「家屋」と「償却資産」の区分

「家屋(建物)」とは屋根及び周壁等があり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵等の用途に供しうる状態にあるものをいいます。

家屋(建物)には、建築設備(電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など)が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が自己所有であるか借家であるかによって、その区分が異なります。

◆償却資産として申告が必要なもの(具体例は次頁)



①自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。



②借家で事業をしている場合

賃借人(テナント)が取り付けした内装・造作及び建築設備(エアコン等を含む)等について全て。